

白鳥の湯 2月1日から再開



2021年4月から休業していた市総合保健福祉センター「あいあい」の温泉施設「白鳥の湯」(左の写真)の営業を2月1日から再開することになりました。新型コロナワクチン集団接種会場としたため休業しており、この間、市民の方から再開への声が強くなり、私からも要望していました。

これまで週に4日から5日ほど集団接種をしていましたが、予約数が少なくなってきたことから接種日である金曜、土曜日以外は、白鳥の湯を再開することにしたものです。また、入浴後の休息等の場となる教養娯楽室(2階和室)および温泉スタンドの運営も再開します。

当面は市民に限定、入場も定員の半分に

感染拡大防止のため、当面は市民のみの利用とし、入場制限も設けて男湯、女湯とも定員の半分の各18人までとします。営業時間は午前10時から午後8時まで。市民の皆さんに喜ばれる話です。

100歳以上生きた天皇が6人もいる！？

年末に「空白の日本古代史」(宝島社新書 水谷千秋監修)を読みました。その中に『「古事記」「日本書紀」は真実を語るのか?』でこんな記述があります。

『それは第1には、「古事記」や「日本書紀」に出てくる、天皇の在位年や生年が必ずしも信用できないからだ。

例えば、初代の神武天皇は127歳まで生きたとされており、その後も開花天皇111歳、崇神天皇120歳、垂仁天皇140歳、景行天皇106歳、応神天皇110歳と、驚くほど長寿の天皇が続く。特に事跡(事実の痕跡)に関する記述の少ない古い時代の天皇にこの傾向が強く、実在が疑問視されている天皇もいる』。

「ヤマトタケル」は生まれていない？

亀山駅前に銅像が建てられた「ヤマトタケル」は「古事記」に登場しますが、在位年や生年が疑問視されている「景行天皇」(106歳まで生きたとされる)の子として描かれています。景行天皇の存在自体が疑問視されれば、「ヤマトタケル」は生まれていない？。そんな人物の銅像がなぜ駅前に・・・疑問は膨らみます。

この議会報告は毎月月初めに発行しています

好きです 亀山 住みよい街に

2023年 2月 5日 発行 No. 284

こうきの議会報告

日本共産党亀山市議会議員 服部 孝規

〒519-0156 亀山市南野町6-19-1

ご意見、ご感想は kouki.giin@gmail.com ツイッター、ブログも発信中

電話、FAX 0595-82-3646 市議団ホームページ「共産党 亀山」で検索を

1月27日に臨時議会

出産の前後に10万円の支援を可決

岸田内閣が押し進める大軍拡、大增税に対して「新しい戦前にならないために」(タモリさん)、「今、私たちは大きな分岐点にきている。私は止めるために動いていきたい」(宮本亜門さん)など私と同世代の人が発言している。心強い。

さて去年、政府は妊娠や出産の際の負担を軽減しようと、国と自治体が財源を分担し、出産の前後に、あわせて10万円相当の経済的支援をする「出産・子育て応援交付金」の制度を創設しました。

これを受けて亀山市でも早期に支給できるように1月27日に臨時市議会を開催し、この事業のための補正予算案を全会一致で可決しました。予算額は令和4年度4,300万円で、財源は国2/3、県、市それぞれ1/6ずつです。

3月中旬に経済的支援を支給する予定

この事業の概要をお知らせします。

(1) 伴走型の相談支援

すべての妊婦や子育て世帯を対象に、妊娠時等に面談・アンケートを市の保健師等が行い、継続的な情報発信等を行う。

(2) 経済的支援

(ア) 出産応援ギフト 妊娠届出時に面談・アンケートを受けた妊婦の方で、支給申請をした方に1人当たり5万円を支給。

(イ) 子育て応援ギフト 出生届時から乳児家庭訪問までの間に面談・アンケートを受けた養育者で支給申請をした方に子ども1人当たり5万円を支給。

(注) 令和4年4月から事業開始日までの出産、妊娠届けを出された方も対象。

今後のスケジュールは、2月1日に事業を開始、2月上旬に事業の周知・案内を個別通知、2月中旬に経済的支援申請の受付締切、3月中旬に経済的支援を支給する予定です。

インフラ、公共施設の老朽化が進む亀山市

現在の亀山市が抱える重要な政策課題は、高度経済成長時代に整備してきた公共施設や道路などのインフラが老朽化し、更新などの対応に迫られていることです。「自治体財政を診断する」という本と「財政状況資料集」という市の財政当局が毎年作成している資料を基に、亀山市の財政を考えてみました。

類似団体が61.8%で亀山市が70.1%

右のグラフは亀山市の道路などのインフラや公共施設の老朽化の度合いを示すもので、類似団体◆(人口や産業構造などがよく似た自治体)と比べると令和2年度で9%ほど亀山市●の方が



老朽化が進んでいます(上のグラフの令和2年度(R02)で、◆が類似団体に61.8%、●が亀山市で70.1%。78の類似団体中亀山市は、上から4番目に老朽化が進んでいます。なお、類似団体の最高値80.8%で最小値36.6%)。

このグラフについて財政当局は「学校施設以外は全国・県平均、類似団体平均値を上回っており、本市の施設は老朽化が進んでいることが懸念されます。」とコメントしています。

優先すべき予算の選択が間違っている



ここ数年間、亀山駅前再開発(総事業費が80億円超え)の予算を優先し、公共施設の更新を放置してきたことがこうした老朽化を進めた背景にあると言えます。今後もリニア亀山駅前整備や新庁舎建設(これ自体は必要だが、他の公共施設より優先すべきかどうか)の予算を優先させることになれば、さらに老朽化を放置することになります(左は「自治体財政を診断する」という本)。

市が来年度予算案をどう組むのか、注視したいと思います。

給食費の無償化 市の判断でやらないと

昨年12月議会の一般質問で学校の給食費無償化を求めました。まず指摘したのが、憲法26条第2項で「全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする」としていることです。つまり憲法では給食費を含め、義務教育は無償と規定しているのです。

72年前、1951年(昭和26年)に教科書の無償化に関わる日本共産党の岩間正男参議院議員の質疑の中で、文科省は「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書と、それから学用品、学校給食費というふうな・・・(中略)ことも無償の対象に考えている」と答弁しています。



この憲法の規定について亀山教育部長は、「学校給食法第11条の規定に基づいて、学校給食に要する経費のうち、施設設備に要する経費並びに学校給食の運営に関する経費は学校の設置者、これは市が負担すると。ただ、食材料費については保護者にご負担いただくもの」と答弁しました。

岸田首相「自治体等が補助することを妨げ」ない

そこで、去年の10月に日本共産党の小池晃参議院議員が、義務教育の無償化を定めた憲法26条に基づいて、国の責任で小・中学校給食の無償化を速やかに実施すべきという質問をした時、岸田首相は、「無償化については自治体において適切に判断すべきもの」とし、憲法26条に基づけば、「保護者が負担する学校給食費を自治体等が補助することを妨げるものではない。」と答弁したことを紹介しました。

本来、給食費無償化は国が実施すべきであるのは言うまでもありません。

教育長「予算のこともあり考えていない」

こういう指摘をした上で中原教育長に小・中学校給食の無償化を求めたところ中原教育長は、「(学校給食法は)自治体が給食費の補助をすることを妨げるものではない」、「現時点では予算のこともあり考えていない」と答弁しました。つまり、憲法や法律の妨げはないけれど市が政策判断としてやらないということです。

文科省の学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況についての全国の調査結果で、「何らかの形で保護者負担の軽減に取り組んでいる自治体が83%」もあることを明らかにし、亀山市でも早期に実施するよう求めました。